

○一関工業高等専門学校進路支援室規則

(令和7年1月9日制定)

(設置)

第1条 一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）に一関工業高等専門学校進路支援室（以下「進路支援室」という。）を置く。

(目的)

第2条 進路支援室は、本校の教育活動等を通して、学生が在学中の早期から自らのキャリア形成を考えつつ、卒業・修了時の進路を選択することを支援する。このため副校長（総務担当）、学級担任、系長、コース長、進路指導担当教員等と連携して、進学及び職業の選択について指導や助言を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 進路支援室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- 一 総務担当補佐 1名
 - 二 専攻科各コース担当教員
 - 三 本科各系第4学年の学級担任
 - 四 学生課長
 - 五 その他、校長が必要と認めた教員
- 2 進路支援室に室長を置き、総務担当補佐をもって充てる。
- 3 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 室長に事故あるときは、室長の指名した室員がその職務を代行する。
- 5 本科各系第4学年の学級担任と専攻科各コース担当教員は、兼任することができる。

(任務)

第4条 進路支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学生、卒業生及び修了生（以下「学生等」という。）の就職調査及び就職先の開拓に関する事
- 二 学生等に対する就職・進学支援に関する事
- 三 学生等に対する進路指導に関する事
- 四 卒業生、修了生の追跡調査に関する事
- 五 その他、学生の就職・進学・キャリア形成支援に関し必要な事

(事務)

第5条 進路支援室の事務は、学生課が行う。

附 則（令和7年1月9日規則第9号）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 一関工業高等専門学校進路指導室規則は、廃止する。